

9 納税者番号制度等、阪神・淡路大震災対応

9-125 納税者番号等検討小委員会報告（抄） （平成4年11月税制調査会）

納税者番号等検討小委員会報告（抄）

第二 今後の課題

当小委員会は、63年報告に基づき、納税者番号制度の導入の是非を判断する前提として、関係省庁連絡検討会議における検討を踏まえて、番号付与の方式の選択、番号付与とその利用に係るコスト、プライバシー保護の問題等について、議論を進めてきており、それを基にして、我が国の現状に即したより具体的な議論を行うに至っている。

1 番号付与の方式

番号付与の方式については、公的年金番号の一本化、住民基本台帳の電算化及びネットワーク化等、付番制度の仕組みに密接に関連する諸制度の今後の展開を見極めながら、それぞれの方式の長所、問題点等を総合的に勘案して、どのような付番方式が適当か検討する必要がある。

2 納税者番号制度の評価

(1) 番号の利用

① 税務における番号の利用

納税者番号制度が本人確認と名寄せに有効に機能するためには、法定資料の提出範囲の充実等、課税資料を有効に活用するための諸前提が整備されていることが必要である。法定資料の具体的範囲については、課税制度の検討との関連や税務執行上の諸要請を十分に勘案して、今後検討する必要がある。また、法定資料の磁気テープ化を推進するため、いかなる方策が可能かを検討する必要がある。

② 税務以外における番号の利用

何らかの番号制度ができた場合に、他の行政分野でその番号がどのように利用されていくか検討する必要がある。その場合、付番方式や付番機関の具体的な仕組みがある程度明らかにならないと、当該番号を利用する分野と利用しない分野の判断が行えない。一方、どのような分野で番号が利用できるかが明らかにならないと番号制度の評価が難しい面もある。したがって、付番方式や付番機関の具体的な仕組みを検討するに当たっては、他分野での利用も含めて総合的に検討していく必要がある。

さらに、各行政分野で既に独自の番号を利用していることが多いと考えられるが、既存システムの変更等にはコストがかかることから、各分野において共通番号を利用するに当たっては、それぞれ費用対効果が検討される必要がある。

(2) 納税者番号制度の効果

納税者番号制度の利用については、資産課税における利用等、従来から議論されてきた資産所得課税における利用に加えて、新たな分野での利用についても検討すべきであるとの意見があった。また、税制度のあり方の議論とはかかわりなく、税務行政の機械化・効率化の促進という観点からも推進していくべきではないかとの意見もあった。したがって、今後、納税者番号制度の効果を更に幅広い観点から具体的に検討していく必要がある。

(3) 納税者番号制度のコスト

納税者番号制度のコストについては、

公的年金番号の一本化、住民基本台帳の電算化及びネットワーク化等の進展状況に応じて導入、運用のコストも変化するので、これらの進展状況を見極めながら検討する必要がある。

金融機関等、法定資料提出義務者のコストについても具体的に検討する必要がある。また、番号制度のコストの議論に当たっては、納税者側の負担の問題についても更に検討する必要がある。

(4) 経済取引への影響

納税者番号制度を導入することとした場合、経済取引に不測の影響を及ぼさないという観点から、各種の金融取引の他、商品取引、不動産取引等のうち、同制度の対象となる具体的範囲について、今後検討が必要である。また、国際的な投資が増加する中で、国内取引のみを対象にすることは、国際的な資金のシフトを招きかねないことから、国際的な取引についても資料情報把握の方策を検討する必要がある。

(5) プライバシーの保護

ある行政機関が特定の行政目的のために番号を利用して収集した個人情報、特別の法令上の措置なく本来の行政目的以外に利用することは適当でないと考えられることから、共通番号制度を導入する場合に、どの行政機関間でどのような情報をどのような要件の下で開示することを認めるのかという点については十分な検討が必要である。

また、番号の民間利用については、プライバシーの保護措置という観点から、

番号の民間利用を認めるか、また、民間利用を認めるとした場合にどのようなプライバシーの保護措置が必要か、検討する必要がある。

なお、このようにプライバシーの問題は、各行政分野や民間における共通番号の利用とかかわることもあり、その検討に当たっては、単に税務の観点からばかりでなく、我が国においてプライバシーの権利がどう認識されているか等、より幅広い観点から検討する必要がある。

(6) 費用対効果の検討

納税者番号制度を評価するに当たっては、税務及び税務以外における番号制度の利用による効果と、番号制度のコスト、経済取引への影響、プライバシーの保護等懸念される問題とを総合的に勘案していく必要があるが、これら諸要因を適切に比較衡量し、評価していく必要がある。

3 国民の理解

国民の納税者番号制度に対する理解はいまだ十分に深まっている状況ではないと考えられるため、番号制度の仕組み、制度導入に要するコスト、プライバシー保護措置のあり方等について更に検討を行うとともに、検討状況を広く国民に示し、理解を求めていく必要がある。

納税者番号制度の導入の問題は、行政や社会生活のあり方に関する基本的な考え方も密接に関係するので、これらの観点も含めて、慎重に検討していく必要があるとの意見があった。

(出所) 税制調査会「納税者番号等検討小委員会報告」(平成4年11月24日)。

9-126 個人付番方式の比較（平成12年7月税制調査会）

個人付番方式の比較

	「基礎年金番号」	「住民票コード」
根拠規定	・国民年金法施行規則（厚生省令）	・住民基本台帳法
付番機関	・社会保険庁	・市町村 （都道府県又は全国センターにおいても管理）
付番対象者	・公的年金加入者等（外国人も含む）	・居住者（外国人を除く）
保有情報	・番号 + 氏名、生年月日、性別、住所、 公的年金加入情報 （注）住所の変更は、本人の届出による	・コード + 氏名、住所、性別、生年月日 等
他の行政機関に提供される情報	・なし	・コード + 氏名、住所、性別、生年月日、付随情報（変更年月日・理由）
番号カード	・なし	・本人の申請により発行 （注）住民基本台帳カードの様式その他必要な事項は自治省令において規定
目的	・公的年金の制度運営の一層の適正化 未加入者問題への対応 供給調整の適正化 行政サービスの向上（年金相談・年金裁定）	・住民基本台帳事務の簡素化・効率化 （転入・転出事務等） ・国の行政機関等への情報提供 （法令上明確に規定された分野に利用を限定）
プライバシー保護規定	・個人情報保護法	・法律による厳格な保護措置 ・附則修正：「この法律の施行に当たっては、政府は、個人情報保護に万全を期するため、速やかに、所要の措置を講ずるものとする。」旨の規定が加えられた
民間での利用	・加入者本人に他に利用されないよう注意喚起	・民間による利用を禁止
検討・実施状況	8年4月 システム・テスト ↓ 住所情報等収集 ↓ 広報 ↓ 10月 付番対象者確認 ↓ 12月 番号通知 9年1月 実施	8年3月 研究会最終報告 7月～10月 自治大臣懇談会 9年6月 住民基本台帳法の一部改正試案公表 10年3月 住民基本台帳法一部改正法案国会提出 11年6月 同法案、衆議院通過（附則一部修正） 8月 参議院において可決・成立 → 公布

（出所）税制調査会「わが国税制の現状と課題—21世紀に向けた国民の参加と選択—」（平成12年7月14日）。

9-127 納税者番号制度に関するアンケート調査結果（抄）

（平成8年12月税制調査会）

納税者番号制度に関するアンケート調査結果（抄）

○ 納税者番号制度に関するアンケート調査（大蔵省・自治省）（抜粋）

- ・実施時期：平成8年3月
- ・対象者：20歳以上の一般個人2,500人

あなたは、「納税者番号制度」という言葉をご存知でしたか。該当するものを1つ選び、番号を○で囲んで下さい。

- 1. 詳しく内容を知っていた……………34%
- 2. 少しは内容を知っていた……………34.3%
- 3. 言葉は知っていたが、内容は知らなかった……………37.3%

- 4. 初めて聞いた（内容は全く知らなかった）……………25.0%

あなたは、納税者番号制度を導入することに対してどのようにお考えですか。該当するものを1つ選び、番号を○で囲んで下さい。

- 1. 賛成である……………11.1%
- 2. どちらかといえば賛成である……………29.8%
- 3. どちらかといえば反対である……………25.4%
- 4. 反対である……………9.4%
- 5. どちらとも言えない……………22.1%
- 6. 分からない……………2.2%

あなたは、今後どのように納税者番号制度の検討を進めていくべきであるとお考えですか。該当するものをいくつでも選び、番号を○で囲んで下さい。

- 1. 納税者番号制度の導入の是非について、早急に結論を出すべきである……………8.5%

2. 納税者番号制度に関係する諸問題について、今後とも慎重に検討を続けていくべきである58.1%
3. 納税者番号制度に対する国民の理解が深まり、活発な議論が行われる必要がある65.6%
4. 納税者番号制度について検討や議論をする必要はない3.2%
5. その他1.9%
6. 分からない2.9%

- だけ)
1. 詳しく内容を知っている1.5%
 2. 少し内容を知っている16.8%
 3. 言葉は知っているが内容は知らない38.9%
 4. まったく知らない (はじめて聞いた)42.6%

あなたは、「納税者番号制度」を採り入れることについてどのようにお考えですか。お考えに近いものを1つ選び、番号を○で囲んで下さい。(○は1つだけ)

1. 採り入れるべきだ10.9%
2. 採り入れるかどうかについては、プライバシー保護などをさらに検討すべきだ70.3%
3. 採り入れるべきではない11.5%
4. その他2.2%

(参考) 前回アンケート調査

- 税制度に関するアンケート調査 (大蔵省・自治省) (抜粋)
- ・実施時期：平成4年9月
 - ・対象者：20歳以上の一般個人1,500人

あなたは、「納税者番号制度」という言葉をご存知ですか。該当するものを1つ選び、番号を○で囲んで下さい。(○は1つ

(出所) 税制調査会「平成9年度の税制改正に関する答申」(平成8年12月18日)。

9-128 主要国における納税者番号制度の概要 (未定稿) (平成12年7月税制調査会)

主要国における納税者番号制度の概要 (未定稿)

国名	番号の種類	適用業務	付番者(数)	人口 (1998年現在)	付番維持 管理機関	付番の根拠法	実施年
アメリカ	社会保障番号 (9桁)	税務、社会保険、年金等	約3億8,100万人 (累積数) (1997年現在)	2億7,056万人	社会保障庁	社会保障法	1962年
カナダ	社会保険番号 (9桁)	税務、失業保険、年金等	約3,153万人 (累積数) (1997年現在)	3,030万人	人的資源開発省	失業保険法	1967年
デンマーク	統一コード (10桁)	税務、年金、住民管理、諸統計、教育等	全住民	530万人	内務省中央個人登録局	個人登録に関する法律	1968年
スウェーデン	統一コード (10桁)	税務、社会保険、住民管理、諸統計、教育等	全住民	885万人	国税庁	人口登録制度に関する勅令・政令	1968年
ノルウェー	統一コード (11桁)	税務、社会保険、諸統計、教育、選挙等	全住民	443万人	登録庁	人口登録制度に関する法律	1970年
韓国	住民登録番号 (13桁)	税務、社会保険、旅券の発給等	全住民	4,643万人	内務部	住民登録法	1993年
シンガポール	統一コード (1文字8数字)	税務、年金、車両登録等	全住民	387万人	内務省 国家登録局	国家登録法	1995年
イタリア	統一コード (文字及び数字の組合せ)	税務、諸許認可等	約5,000万人 (1997年現在)	5,852万人	財政省	納税者登録及び納税義務者の納税番号に関する大統領令	1977年
オーストラリア	統一コード (9桁)	税務、所得保障等	約1,250万人 (1996年現在)	1,875万人	国税庁	1988年度税制改正法	1989年

(出所) 税制調査会「わが国税制の現状と課題—21世紀に向けた国民の参加と選択—」(平成12年7月14日)。

9-129 諸外国の電子申告の概要（未定稿）（平成12年5月16日税制調査会）

諸外国の電子申告の概要（未定稿）

国名	導入年度	適用範囲	利用件数	提出方法
アメリカ	1986年 試行 1990年 実施 1992年 電話申告開始 1999年 ペーパーレス申告試行	個人所得税	1999年分 3,491万件 (個人申告件数の30%) 内訳：オンライン 2,977万件 電話申告 514万件	仲介者（送信者）を通じた電子申告
イギリス	1997年 実施 2000年 インターネット申告開始	個人所得税	1998年度分 30.6万件 (個人申告件数の4%)	納税者から直接電子申告可能（仲介者（送信者）を通じた電子申告も可能）
ドイツ	1994年 実施（仲介者経由） 1998年 直接申告試行 1999年 直接申告実施	（直接申告） 個人所得税 （仲介者経由） 付加価値税 営業税 個人所得税	（直接申告） 1998年分 3万件 (個人申告件数の0.1%)	納税者から直接電子申告可能（仲介者（送信者）を通じた電子申告も可能）
フランス	1991年 実施	個人所得税 （事業、農業等） 法人所得税	1997年分 48万件 (対象個人・法人申告件数の17%)	仲介者（送信者）を通じた電子申告
カナダ	1990年 試行 1993年 実施 1998年 電話申告開始 1999年 個人所得税インターネット申告試行	個人所得税 財貨・サービス税	1997年分個人所得税 547万件 (個人申告件数の25%) 内訳：オンライン 509万件 電話申告 38万件	仲介者（送信者）を通じた電子申告
オーストラリア	1987年 試行 1990年 実施 1999年 個人所得税インターネット申告試行	個人所得税 法人所得税 等	1998年度分個人所得税 720万件 (個人申告件数の72%) 内訳：インターネット 3万件 仲介者等経由 717万件	納税者から直接電子申告可能（仲介者（送信者）を通じた電子申告も可能）
イタリア	1998年 実施 2000年 インターネット申告開始	個人所得税 法人所得税 付加価値税	1998年分 2,800万件	納税者から直接電子申告可能（仲介者（送信者）を通じた電子申告も可能）

(出所) 税制調査会関係資料集。

9-130 阪神・淡路大震災への税制上の対応 (国税関係) (平成7年3月31日税制調査会)

阪神・淡路大震災への税制上の対応(国税関係)

所得税の緊急対応(2月20日公布・施行の 震災税特法等)

1. 大震災による住宅・家財等の損失に係る雑損控除及び災害減免法による減免を平成6年分所得で適用できる特例。なお、災害減免法の適用所得要件を600万円から1,000万円に引上げ。
2. 大震災による事業用資産等の損失について、平成6年分事業所得の計算上、必要経費算入。

更なる対応(3月27日交付・施行の震災税 特法の一部改正等)

【被災者・被災企業の被害に対する早急な対応】

- 1 住宅取得促進税制の適用の特例
本制度適用の住宅が大震災により滅失等しても、6年の控除期間のうち残存期間につき継続適用。
- 2 財形住宅貯蓄等の遡及課税等の特例
財形住宅(年金)貯蓄の大震災に伴う目的外の払出しの場合にも、利子等の遡及課税等を行わない。
- 3 法人税の繰戻し還付
前年の法人税額のうち「震災損失額に対応する部分の税額」を還付。また、その還付税額が「震災損失額の2分の1に対応する部分の税額」に満たない場合には、その満たない部分につき、更に1年遡って還付。
- 4 法人の利子・配当等にかかる源泉所得税額の還付
震災損失額を限度として、利子・配当等につき源泉徴収された所得税額のうち

法人税額から控除しきれなかった部分を還付。

5 相続税・贈与税の特例等

相続税・贈与税において、大震災の被災日前の相続又は贈与で被災日以降に申告期限が到来する者につき、大震災発生直後の価格によることができるものとする。

また、災害減免法による相続税・贈与税の減免措置の適用基準を緩和し、土地等を除いた財産の価額の10分の1以上の被害を受けた場合についても、減免の対象とする。

6 被災土地等についての地価税の減免

- ・滅失した建物等又は通常の修繕による原状回復が困難な建物等の敷地等につき、平成7～9年分地価税を免除。
- ・地割れ等相当な被害を受けた土地等につき、その被害部分にかかる平成7年分地価税を免除。
- ・建物等が損壊し、その床面積の1/2以上の部分が被災から一定期間継続して利用されなかった場合には、その建物等の敷地等につき、平成7年分地価税を免除(建物等が損壊し、被災から一定期間の売上金額等の指標の前年比が1/2以下となった場合も同様)。
- ・電気、水道等の供給が被災から一定期間断たれた土地等につき、平成7年分地価税の1/2を免除。

7 応急仮設住宅の敷地等についての地価税の免除

6月末までに地方公共団体に貸し付けられる応急仮設住宅の敷地につき平成7年分地価税を免除。

【被災地における生活・事業活動の復旧等への対応】

1 住宅資金の貸付けを受けた場合の課税の特例

大震災により自己の住宅が滅失等した従業員が、企業から住宅の取得等を目的

とした無利子ないし低利融資を受ける場合、従業員が受ける経済的利益には所得税を課さない。

2 被災者向け優良賃貸住宅の割増償却

被災市街地復興特別措置法の規定により住宅被災市町村とされた市町村の区域内において取得する一定の優良な賃貸住宅につき、割増償却。

3 事業用資産の買換えの特例

①被災区域内の土地等を譲渡し、国内にある土地、建物その他の減価償却資産を取得する場合、②被災区域外の土地等を譲渡し、被災区域内の土地、建物その他の減価償却資産を取得する場合につき、原則として100%の割合により、圧縮記帳による課税の繰延べ。

(注)「被災区域」：大震災により滅失した建物等の敷地の用に供されていた土地及び当該建物等と一体的に事業の用に供される附属施設の用に供されていた土地の区域（下記4において同じ）

4 被災代替資産等の特別償却

被災した建物、構築物、機械装置の代替資産又は被災区域及びそれに付随して一体的に使用される土地の区域内において取得する一定の建物、構築物、機械装置につき、特別償却。

5 土地譲渡益課税の特例

(1) 被災市街地復興特別措置法に基づく土地区画整理事業・第2種市街地再開発事業に関連して、

① 地方公共団体等が被災市街地復興推進地域内で行う土地区画整理事業のため、土地等を事業計画決定前に買い取る場合につき、5,000万円特別控除。

② 被災市街地復興推進地域内で行われる土地区画整理事業の施行に伴い、交付される清算金に代えてその換地に施行者が建設する住宅を取得する場合等につき、課税の繰延べ。

③ 地方公共団体等が被災市街地復興推進地域内で行う第二種市街地再開発事業等のため、事業施行者に代わって土地開発公社等が事業計画決定前に買い取る場合につき、5,000万円特別控除。また、住宅・都市整備公団に代わって土地開発公社が買い取る場合につき、軽減税率の適用（法人の場合は、追加課税の適用除外）。

(2) 被災市街地復興特別措置法に規定する住宅被災市町村とされた市町村の区域内の土地等が、大震災の復旧事業の用に供する等のために地方公共団体又は住宅・都市整備公団等により買取られる場合につき、2,000万円特別控除。

6 登録免許税・印紙税の特例

- ・大震災により滅失・損壊した住宅、工場、事務所等の建物に代えて取得する建物につき、所有権の保存・移転登記、その取得資金の抵当権の設定登記にかかる登録免許税を免稅。
- ・政府系金融機関又は地方公共団体等が大震災の被害者を対象として行う住宅資金、設備資金等の特別貸付けに関して作成される消費貸借に関する契約書につき、印紙税を課さない。

【その他】

1 指定寄附金の対象

- (1) 学校法人、社会福祉法人等の公益法人等が設置する公益の用に供せられる建物等で大震災により滅失又は損壊したものの復旧のため、一定の要件の下にその公益法人等が募集する寄附金（その寄附金の募集につき主務官庁が適正と認めたものに限る）。
- (2) 大震災による被災者の救済活動の支援のため、全国社会福祉協議会が募集する寄附金。

2 消費税の届出書の提出の特例

大震災により被災した事業者につき、消費税の課税事業者選択届出書等の提出

が遅れた場合においても、本来の提出時期までに提出された場合と同様の効果を生ずるものとする。

(以上の記述は簡略化されており、詳細は震災税特法の法案要綱等を参照されたい。)

(参考) 大震災に対する税務執行面での対応の概要

1 申告等の期限の取扱い

多大な被害を受けた神戸市等18市町(指定地域)の納税者の申告、納付等の期限を平成7年5月31日まで延長した。

また、指定地域内の個人納税者が、大震災の被害を受けたことにより平成6年分の所得税・消費税の確定申告・納付を相当の期間できない場合には、その申告・納付を平成8年3月までに行えばよいこととしている。

(注) 指定地域の内外を問わず、大震災の被害を受けたことにより期限までに申告等ができない場合には、税務署に申請して、期限延長の措置を受けることができる。

2 所得税

雑損控除の適用に当たり、簡易な方法により損害額を計算できるよう取り扱うこととした。

3 法人税

(1) 寄附金控除等の対象となる寄附金であることの確認手続きの簡素化

募金団体を通じた兵庫県等の地方公共団体に対する寄附が円滑に行われるよう、募金団体を通じてする寄附金が寄附金控除の対象となるものであることを確認する場合の手続きを簡素化した。

(2) 震災関係諸費用に対する取扱いの明確化

イ 被災した法人が支出する修繕費等の災害復旧費用、従業員に対する見

舞金、被災者用仮設住宅の設置費用等について、その取扱いを明らかにした。

ロ 被災した法人以外の法人が被災した取引先等を支援するために行う売掛金等の免除、災害見舞金の支出、低利・無利息による融資等について、その取扱いを明らかにした。

(注) 具体的内容は、別紙のとおりである。

4 相続税・贈与税

応急仮設住宅用地として相続税・贈与税の納税猶予適用農地を市町村に一時使用させる場合について、一定の要件の下で、納税猶予の継続等を認める。

5 酒税

(1) 被災した酒類製造場等に係る酒類について、貯蔵・瓶詰を委託する場合などにおける未納税移出手続等を弾力的に取り扱っている。

(2) 被災した酒類製造場及び販売場等の移転、仮移転の手続きを簡素化している。

(3) 被災地域における消費者の利便に資するため、臨時的な酒類小売業免許を弾力的に付与している。

(4) 被災酒類に係る酒税額の還付手続きを簡素化している。

別 紙

災害関係諸費用に対する法人税の取扱い

(1) 災害損失特別勘定(修繕費用等の見積額)の損金算入

災害のあった日から1年以内に支出する災害により損壊等をした棚卸資産及び固定資産の修繕等のための費用の適正な見積額を、災害損失特別勘定に繰り入れ、損金に算入することを認める。

災害損失特別勘定の残額の取崩しにつき、やむを得ない事情により修繕等が遅れているときは、税務署長の確認を受けてその修

- 繕が完了するまで取崩しを延長することができる。
- (2) 復旧費用
被災資産の被害前の効用を維持するための補強工事等に要する費用は、修繕費として取り扱う。
- (3) 賃借資産等に係る補修費
賃借人又は売主である法人が、補修義務のない賃借又は販売等をした建物等について補修をし、その補修費用を支出した場合には、修繕費として損金に算入することを認める。
- (4) 従業員に対する災害見舞金
災害を受けた自己の役員又は使用人に一定の基準で支給する災害見舞金で、社会通念上相当のものは、福利厚生費として取り扱う。
また、法人が自己の役員や使用人と同等の事情にある専属下請け先の役員又は使用人、特約店のセールスマンに対して支給する災害見舞金についても、同様とする。
- (5) 被災者用仮設住宅の設置費用
被災者の住居として一時的に使用する仮設住宅用の資材の取得等をして仮設住宅を設置した場合には、その設置費用（建築費用）については、その居住時に損金に算入することを認める。
また、取得した仮設住宅用資材については、実態に即した償却をすることを認める。
- (6) 災害復旧費用等の原価外処理
災害復旧費用等について原価外として処理することを認める。
- (7) 取引先に対する売掛金の免除等
災害を受けた取引先の復旧過程で復旧支援を目的として売掛金、貸付金等の債権を免除した場合には、交際費又は寄附金以外の費用（売上値引等）として取り扱う。
また、既契約のリース料、貸付利息、割賦代金の減免及び災害発生後の取引につき従前の取引条件を変更する場合も、同様とする。
- (8) 取引先に対する災害見舞金等
従前の取引関係の維持・回復を目的として支出した災害見舞金品（取引先の復旧過程で支出したものは、交際費以外の費用として取り扱う。
- (9) 災害見舞金に充てるために同業団体等へ拠出する分担金等
同業団体等の構成員が、災害により事業用資産に損失が生じた場合の相互扶助に関する規約等に基づき、その団体の構成員である被災者に対する見舞金に充てるために賦課され、支出した分担金等は、寄附金以外の費用として取り扱う。
- (10) 取引先に対する低利又は無利息による融資
災害を受けた取引先の復旧過程で復旧支援を目的として行う低利又は無利息による融資は、寄附金としては取り扱わない。
- (11) 自社製品等の被災者に対する提供
一般の被災者に自社の製品等を提供するために要した費用は、広告宣伝費に準ずるものとして取り扱う。
- (出所) 税制調査会関係資料集。

